

1 審査付託事件

議案第6号 令和8年度士幌町一般会計予算

議案第7号 令和8年度士幌町国民健康保険事業特別会計予算

議案第8号 令和8年度士幌町後期高齢者医療事業特別会計予算

議案第9号 令和8年度士幌町介護保険事業特別会計予算

議案第10号 令和8年度士幌町介護サービス事業特別会計予算

議案第11号 令和8年度士幌町国民健康保険病院事業会計予算

議案第12号 令和8年度士幌町簡易水道事業会計予算

議案第13号 令和8年度士幌町下水道事業会計予算

2 出席委員（9名）

中村 貢 森本 真隆 山中 明裕 矢坂 賢哉 大西 米明

西山 伸宏 伊藤 健蔵 成田 哲也 秋間 紘一

3 欠席委員（2名）

牧野 圭司 曾我 弘美

4 説明のため出席した者

町長 高木 康弘 教育長 土屋 仁志

代表監査委員 寺田 和也

5 士幌町長の委任を受けて出席した者

副町長 亀野 倫生 総務課長 西野 孝典

地域戦略課長 小野寺 務 会計管理者 三野宮智恵子

町民課長 角田 淳二 保健福祉課長 佐藤 慶岩

産業振興課長 吉川 和美 建設課長 上山 英樹

建設課道路維持担当課長 若原 裕 病院事務長 増田 達也

特老施設長 福田 剛大 幼児教育課長 郷原 敏宏

消防課長 仙石 讓

ほか、関係職員

6 教育長の委任を受けて出席した者

参事 下坂 吉彦 教育課長 川岸 滋一

給食センター所長 加納 正信 高校事務長 杉山みちる

7 農業委員会会長の委任を受けて出席した者

事務局長 加藤 吉宏

8 職務のため出席した者

事務局長

藤内 和三

係長

戸水 祐也

9 会議録

会議の経過

(開議 午後 1時30分)

○中村委員長

昨日に引き続き予算審査特別委員会を再開します。

ここで昨日の土木費について補足説明の申出があります。道路維持担当課長。

○若原課長

道路維持担当課長、若原より昨日の一般会計の予算審査の中で一部誤解を与えてしまう答弁をしましたので、この場をお借りして補足説明をさせていただきたいと思います。

昨日の8款2項2目道路橋梁維持費の予算におきまして、矢坂委員からのご質問の答弁の中で、道道の歩道の草刈りについても地域の保全隊が行ってもよいというような内容のお答えを申し上げましたが、保全隊による実施が可能になるのはあくまでも町道の草刈りに限られまして、道道や国道の道路用地の草刈りに関しましては保全隊として行うことはできないということとなっております。

なお、矢坂委員のご質問にありました道道の歩道草刈り、適切な環境維持につきましては、今後も引き続き町から道の帯広建設管理部に強く要請してまいりたいと考えております。誤解を与える答弁をしてしまい、大変申し訳ありません。

以上、補足説明とさせていただきます。

○中村委員長

令和8年度士幌町国民健康保険事業特別会計予算を議題といたします。

説明を求めます。町民課長。

○角田課長

町民課長、角田よりご説明申し上げますので、190ページをお開き願います。

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ10億3,791万4,000円と定めるものがあります。

歳出からご説明いたしますので、予算書の204ページをお開き願います。1款1項1目一般管理費は、前年度対比196万5,000円減の1,924万7,000円を計上したところで、特定財源につきましては保険給付費等交付金のほか、記載のとおり見込むものであります。減額の主な要因は、事務処理標準システム導入に関わる業務の完了により12節委託料で119万8,000円の減及び備品購入費で44万円の減額によるもので、その他の節につきましては前年度実績に応じておおむね同額を計上しております。

次に、2目連合会負担金は、前年度対比21万5,000円減の79万9,000円を計上し、特定財源につきましては一般会計繰入金を見込むものであります。

次に、3目中央会負担金は、オンライン資格確認運営負担金を前年度対比1万9,000円増

の10万6,000円を計上し、特定財源につきましては一般会計繰入金を見込むものであります。

次に、206ページに移りまして、2項1目賦課徴収費は、前年度対比8万1,000円増の112万2,000円を計上し、特定財源につきましては一般会計繰入金のほか、記載のとおり見込むものであります。増額の主な要因は、18節、十勝市町村税滞納整理機構市町村負担金が引継ぎ等の実績により20万7,000円増額したことによるものであります。

次に、3項1目運営協議会費は、前年度同額の18万8,000円を計上し、特定財源につきましては一般会計繰入金を同額見込むものであります。

次に、2款1項1目療養諸費から208ページの5目移送費までは、前年度同額を記載のとおり計上し、特定財源につきましてはルールに基づき保険給付費等交付金を記載のとおり見込むものであります。

次に、3款1項1目国民健康保険事業費納付金は、財政運営主体の北海道から示された額となり、前年度対比1,450万3,000円減の3億8,382万8,000円を計上、特定財源につきましては保険給付費等交付金のほか、それぞれルールに基づき記載のとおり見込むものであります。

次に、210ページに移りまして、4款1項1目その他共同事業拠出金は、科目存置となります。

以上で説明を終わります。

○中村委員長

保健福祉課長。

○佐藤課長

保健福祉課長、佐藤よりご説明申し上げますので、240ページをお開き願います。

少々お待ちください。

○中村委員長

暫時休憩といたします。

午後 1時35分 休憩

午後 1時36分 再開

○中村委員長

休憩を解き再開いたします。

保健福祉課長。

○佐藤課長。

保健福祉課長、佐藤よりご説明申し上げますので、210ページをお開き願います。

5款保健事業費、1項1目特定健康診査等事業費では、前年度同額の1,695万8,000円を計上しております。1節報酬から18節負担金補助及び交付金までは、前年度の実績に応じ

て前年度同様の額を計上したところでございます。特定財源につきましては、保険給付費等交付金9,516万円ほか、記載のとおり計上したところでございます。

失礼しました。修正させていただきます。1項1目の特定財源につきましては、先ほど9,516万円と言いましたが、951万6,000円を計上したところでございます。訂正しておわび申し上げます。

5款2項1目保健事業費では、前年度同額の189万7,000円を計上、こちらは11節役務費から13節使用料及び賃借料まで、こちらも前年度実績に応じましてほぼ同額を計上したところでございます。特定財源につきましては、一般財源なので、ございません。

以上で説明を終わります。

○中村委員長

暫時休憩します。

午後 1時39分 休憩

午後 1時42分 再開

○中村委員長

休憩を解きます。

町民課長。

○角田課長

町民課長、角田より212ページ、6款1項1目基金積立金についてご説明申し上げます。

基金積立金は、前年度対比23万5,000円増の26万9,000円を計上、特定財源として利子及び配当金を同額見込んだところであります。

次に、214ページに移りまして、7款1項1目保険税還付金及び2目償還金は、前年度同額を計上し、特定財源につきましては記載のとおり見込んでおります。

2項繰出金の直営診療施設勘定繰出金は、町国保病院の医療機器等の購入がないため、廃目としております。

8款1項1目予備費は、前年同額を計上しております。

次に、歳入についてご説明いたしますので、196ページをお開き願います。1款1項1目国民健康保険税は、令和7年の農業生産状況を踏まえ、前年度の課税状況を勘案し、前年度対比22万3,000円減の3億2,947万9,000円を計上しました。

次に、198ページ下段に移りまして、5款1項1目一般会計繰入金は、前年度対比369万3,000円減の6,072万円をそれぞれルールに基づき記載のとおり見込むものであります。

次に、200ページに移りまして、2項1目準備基金繰入金は、国保税の不足分を補う目的で計上しており、前年度対比701万2,000円減の658万8,000円を計上しております。

ほかの歳入につきましては、特定財源で説明しておりますので、省略させていただきます。

なお、給与費明細につきましては、216ページから220ページにかけて掲載しておりますので、ご参照願います。

以上で説明を終わります。

○中村委員長

暫時休憩とします。

午後 1時44分 休憩

午後 1時46分 再開

○中村委員長

休憩を解き再開します。

保健福祉課長。

○佐藤課長

先ほどの説明につきましては取消しをさせていただきまして、改めまして説明をさせていただきますので、よろしく願いいたします。大変申し訳ございません。

保健福祉課長、佐藤から説明をさせていただきます。

5款1項1目特定健康診査等事業費では、前年度比124万円増の1,695万8,000円を計上しております。増額となった主な要因といたしましては、1節報酬、4節共済費の人件費によるもので135万円増額となっております。

2項1目保健事業費では、前年度比3万5,000円減の189万7,000円を計上しております。こちらにつきましては、11節役務費から13節使用料及び賃借料まで実績に応じまして前年度とほぼ同額を計上したところでございます。

以上で説明を終わります。

○中村委員長

説明が終わりましたので、これから歳入歳出全般を通じて質疑を行います。ありませんか。

(なしの声あり)

○中村委員長

質疑がなければ、質疑を終わり、討論を行います。ありませんか。

(なしの声あり)

○中村委員長

討論なしと認め、これから採決します。

本案は、原案のとおり可決すべきものと決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○中村委員長

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

令和8年度土幌町後期高齢者医療事業特別会計予算を議題とします。

説明を求めます。町民課長。

○角田課長

町民課長、角田よりご説明申し上げますので、221ページをお開き願います。

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1億6,094万8,000円と定めるものがあります。

歳出からご説明いたしますので、231ページをお開き願います。1款1項1目一般管理費は、前年度対比53万8,000円増の626万3,000円を計上、特定財源につきましては一般会計繰入金を見込むものであります。増額の主な要因は、2節から4節までの人件費の増額によるものであり、その他の節は前年度実績に応じておおむね同額を計上しております。

次に、2項1目徴収費につきましては、前年度対比8,000円増の22万3,000円を計上し、特定財源につきましては一般会計繰入金を同額見込むものであります。

次に、2款1項1目後期高齢者医療広域連合納付金は、広域連合の事務費負担金及び保険料等負担金で、前年度対比3,479万6,000円増の1億5,241万2,000円を計上、特定財源につきましては一般会計繰入金のほか、記載のとおり見込むものであります。

次に、233ページに移りまして、3款1項1目保険料還付金、2目還付加算金及び4款1項1目予備費は、前年度と同額を計上いたしました。

次に、歳入についてご説明いたしますので、227ページをお開き願います。1款1項1目特別徴収保険料、2目普通徴収保険料は、合わせて前年度対比3,105万6,000円増の1億1,840万円を見込んだところであります。

2款1項1目督促手数料は、科目存置であります。

3款1項1目一般会計繰入金は、前年度対比428万6,000円増の4,254万1,000円を見込んでおります。3節後期高齢者医療事業繰入金204万5,000円は、主に収支を補う財源調整のためのものであります。

229ページに移りまして、4款1項延滞金、加算金及び過料、2項雑入、3項償還金及び還付加算金、5款1項繰越金は、科目存置です。

なお、給与明細につきましては、235ページから239ページに掲載しておりますので、ご参照願います。

以上で説明を終わります。

○中村委員長

説明が終わりましたので、これから歳入歳出全般を通じて質疑を行います。ありませんか。

(なしの声あり)

○中村委員長

質疑がなければ、質疑を終わり、討論を行います。ありませんか。

(なしの声あり)

○中村委員長

討論なしと認め、これから採決します。

本案は、原案のとおり可決すべきものと決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○中村委員長

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

令和8年度土幌町介護保険事業特別会計予算を議題とします。

説明を求めます。保健福祉課長。

○佐藤課長

保健福祉課長、佐藤よりご説明申し上げますので、240ページをお開き願います。

令和8年度土幌町介護保険事業特別会計予算は、次に定めるところによるものでございます。

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ6億6,892万9,000円と定めるものでございます。

初めに、歳出からご説明申し上げますので、256ページをお開き願います。1款総務費は、介護保険制度の運営に係る事務的経費であり、1項1目一般管理費は、前年度対比1,142万9,000円減の1,654万4,000円を計上いたしました。減額の主な要因は、257ページ、2節給料から4節共済費までの人件費によるもので、その他の節につきましてはおおむね前年度と同額を計上しております。

2項1目賦課徴収費は、前年度対比17万7,000円増の20万5,000円を計上、増額となりました主な要因は10節需用費に専用封筒を作成するために16万8,000円を計上したためでございます。

258ページに移りまして、3項1目趣旨普及費は、前年度同額の4万円を計上。

続きまして、2款保険給付費は、保険者である土幌町がサービス事業者に支払う費用であり、258ページ、2款1項1目居宅介護サービス給付費から274ページ、2款6項4目特例特定入所者介護予防サービス費までの歳出が全て前年度と同額の計上となっておりますので、2款の説明を省略させていただきます。また、特定財源につきましては、介護保険のルールに基づき国、都道府県、市町村、保険料を財源としてそれぞれ記載のとおり計上したところでございます。

続きまして、274ページ下段になります。3款地域支援事業費は、被保険者が要介護状態、要支援状態となることを防止するとともに、可能な限り地域で自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的として、市町村が主体的にメニューを作成し、実施する事業に要する費用でございます。1項1目介護予防・生活支援サービス費から276ページに移りまして、2目介護予防ケアマネジメント事業費までは、前年度の実績を踏まえ、おおむね同額を計上しております。特定財源につきましては、ルールに基づきそれぞれ記載のとおり見込んだところでございます。

3款2項1目一般介護予防事業費では、町内で実施しております介護予防事業の再編を行うため、279ページ、12節委託料、一般介護予防事業委託料を前年度対比494万6,000円減の237万6,000円を計上、その一番下、まる元運動教室交通支援事業委託料100万円を加え、合わせて337万6,000円を計上いたしました。特定財源につきましては、それぞれルールに基づき記載のとおり見込んだところでございます。

278ページ下段、3項1目審査支払手数料から、282ページに移りまして、4項2目権利

擁護事業費までは、前年度の実績を踏まえ、おおむね同額を計上し、特定財源につきましてはそれぞれ記載のとおり見込んだところでございます。

3目任意事業費は、前年度対比25万6,000円増の67万3,000円を計上いたしました。増額となりました主な要因は、283ページ、12節委託料で介護給付費適正化事業委託料25万6,000円を新たに計上したことによるものでございます。こちらは、介護給付費適正化事業のケアプラン点検事業であり、厚生労働省の指針に基づいて委託することで利用者の自立支援に資する適切な介護サービスを確保することを目的としたものでございます。282ページに戻っていただき、特定財源につきましては雑入を見込みました。

4目生活支援体制整備事業費から284ページの下段、6目地域ケア会議推進事業費までは、前年度の実績を踏まえおおむね同様の額をそれぞれ計上、特定財源につきましてはルールに基づき記載のとおり見込んだところでございます。

286ページに移りまして、4款基金積立金は、介護給付費の急増など不慮の事態に備えるための積立金で、1項1目介護給付費準備基金積立金は24万2,000円を計上、特定財源として介護給付費準備基金利子及び配当金を同額見込んだところでございます。

5款諸支出金は、保険料還付金や返還金などの費用で、1項1目第1号被保険者保険料還付金から1項3目第1号被保険者還付加算金までは、給付の見込みから前年度同額を計上しております。

286ページの下段、6款予備費は、予算外の支出または予算超過の支出等不慮の経費が発生した場合に備えるための費用でありまして、1項1目予備費は前年度同額の200万円を計上しました。

続きまして、歳入についてご説明申し上げますので、246ページをお開き願います。1款1項1目第1号被保険者保険料は、前年度対比229万7,000円減の1億3,981万8,000円を計上いたしました。減額となりました主な要因は、第1号被保険者の人数減によるものでございます。

2款使用料及び手数料から、250ページ、6款財産収入までは、前年度の実績を踏まえおおむね同額を計上しております。

252ページに移りまして、7款1項一般会計繰入金は、前年度比1,246万6,000円減の1億453万6,000円を見込みました。これは、251ページの下段に移っていただきまして、職員給与費等繰入金が1,125万2,000円減額したためでございます。

7款2項1目介護給付費準備基金繰入金は、前年度比275万4,000円増の341万8,000円を見込みました。こちらは、主に財源調整のものでございます。

8款1項1目繰越金は、前年度同額の200万3,000円を見込みました。こちらも財源調整のためのものでございます。

そのほかの歳入につきましては、特定財源で説明しましたので、省略させていただきます。

続きまして、288ページから292ページにかけて給与費の明細書を掲載しておりますので、ご参照願います。

以上で介護保険事業特別会計予算の説明を終わります。

○中村委員長

説明が終わりましたので、これから歳入歳出全般を通じて質疑を行います。ありませんか。

(なしの声あり)

○中村委員長

質疑がなければ、質疑を終わり、討論を行います。ありませんか。

(なしの声あり)

○中村委員長

討論なしと認め、これから採決します。

本案は、原案のとおり可決すべきものと決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○中村委員長

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

令和8年度土幌町介護サービス事業特別会計予算を議題とします。

説明を求めます。特別養護老人ホーム施設長。

○福田施設長

特別養護老人ホーム施設長、福田からご説明いたしますので、293ページをお開き願います。

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ7億1,173万8,000円と定めるものでございます。

本年度の予算は、前年度予算と比較しますと5,871万3,000円増となりました。主な増額の要因は、人件費の増加や賄い材料費の高騰、そして年次計画で実施しているエアコン設置に係る工事請負費などによるものです。

初めに、歳出からご説明いたしますので、303ページをお開き願います。1款1項1目施設介護サービス事業費の1節報酬から4節共済費までの人件費の合計額は、前年度比1,067万円増の4億9,563万円を計上いたしました。10節需用費では、賄い材料費で食材費の高騰から前年度比767万円増額の4,307万円を計上いたしました。その他実績により算定いたしまして、節全体では対前年度比875万1,000円増の1億310万1,000円を計上いたしました。次のページに移りまして、12節委託料では、一番上の施設内の清掃業務などを行う施設管理委託料は人件費の増額などにより前年度比225万9,000円増の3,409万2,000円を計上、その他健康診断委託料においては夜勤をする介護員は年2回の受診が必要となったことから、前年度比148万6,000円増の517万6,000円を計上、節全体では前年度比369万5,000円増の4,984万4,000円を計上いたしました。続いて、13節使用料及び賃借料では、4つ目の介護サービスシステム賃借料につきましてシステム台数追加のため前年度比60万3,000円増の173万5,000円を計上、節全体では前年度比69万6,000円増の1,045万4,000円を計上いたしました。次に、14節工事請負費では、年次計画で実施しているエアコンの設備更新工事のため4,300万円を計上いたしました。次に、17節備品購入費では、厨房備品更新等のため前年度比281万5,000円増の430万円を計上いたしました。次に、26節公課費では、2つ目の消費税及び地方消費税として、いわゆるインボイスの12万円を新しく計上いたしました。そ

の他の節につきましては、前年度の実績に応じて計上いたしております。303ページに戻りまして、特定財源の内訳といたしましては、事務手数料のほか、記載のとおり見込むものであります。

次に、歳入についてご説明いたしますので、299ページをお開き願います。一般財源のみご説明申し上げます。1款1項1目介護給付費収入及び1款2項1目自己負担金収入は、長期入所及び短期入所の施設利用料収入で、合わせて前年度とほぼ同額の4億560万4,000円を見込んだところでございます。

3款1項1目一般会計繰入金は、工事請負費や備品整備等に充てる施設整備繰入金の4,730万円を含め収支のバランスを図るため、前年度比5,871万2,000円増の3億227万2,000円を計上いたしました。

次に、301ページをお開き願います。4款1項1目繰越金及び5款1項1目雑入は、前年度と同額をそれぞれ見込んだところでございます。

なお、給与費明細につきましては309ページから313ページに掲載しておりますので、後ほどご参照をいただきたいと思います。

以上で説明を終わります。

○中村委員長

説明が終わりましたので、これから歳入歳出全般を通じて質疑を行います。ありませんか。

(なしの声あり)

○中村委員長

質疑がなければ、質疑を終わり、討論を行います。ありませんか。

(なしの声あり)

○中村委員長

討論なしと認め、これから採決します。

本案は、原案のとおり可決すべきものと決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○中村委員長

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

ここで説明員交代のため暫時休憩します。

午後 2時08分 休憩

午後 2時10分 再開

○中村委員長

休憩を解きます。

令和8年度土幌町簡易水道事業会計予算を議題とします。

説明を求めます。建設課長。

○上山課長

建設課長、上山より令和8年度士幌町簡易水道事業会計予算についてご説明申し上げます。

337ページをお開き願います。第2条は、業務の予定量を定めるもので、(1)、給水戸数から(4)の主要な建設改良工事につきまして記載のとおり見込むものでございます。

第3条及び第4条につきましては、後段の説明と重複いたしますので、割愛をさせていただきます。

1枚おめくりいただきまして、338ページをお開き願います。第5条では、一時借入金の限度額を記載のとおり定めるものでございます。

第6条においては、経費の流用ができる場合を記載のとおり定めております。

第7条では、議会の議決を経なければ流用ができない経費である職員給与費の金額を記載のとおり定めるものでございます。

第8条においては、一般会計から簡易水道事業会計が補助を受ける金額について記載のとおり定めてございます。

それでは、予算説明書により説明をさせていただきたいと思っておりますので、353ページをお開き願います。まず最初に、収益的収支の支出から説明をさせていただきます。本年度簡易水道事業費用の総額は、対前年度比5,411万3,000円増の3億6,535万6,000円を見込んでおります。

1項営業費用では、対前年度比5,453万8,000円増の3億5,236万7,000円となり、主な増額の要因といたしましては1目16節、各施設修繕の増加などにより、対前年度1,361万5,000円増の2,211万5,000円計上によるもの及び2目8節備用品費で水道量水器購入費735万8,000円の予算組替えによる皆増によるもの、13節委託料で整備後40年以上経過し、水量不足及び施設の経年劣化の著しい朝陽地区の施設更新を見据えた基本計画策定委託業務に新たに550万円計上による増額、355ページに移りまして、22節負担金で本町の各水道施設の機器稼働状態や故障情報などN T T回線通信により運転管理しておりますが、アナログ専用回線サービス中心より光回線に変更するため、施設の光通信拡張工事費負担金として新たに2,349万6,000円を計上することにより増額となっております。そのほかの各目及び各節については、おおむね前年度並みの計上となっております。

次に、2項営業外費用では、対前年度比42万5,000円減の1,288万9,000円を見込み、356ページに移りまして、1目1節企業債利息及び2目1節の消費税及び地方消費税については、本年度の予定額を計上してございます。

次に、3項及び4項予備費については、前年同額を計上しております。

以上、簡易水道事業収益的支出の合計では3億6,535万6,000円を見込むものでございます。

続きまして、収益的収入についてご説明いたしますので、352ページをお開きください。簡易水道事業収益全体で対前年度比2,251万2,000円増の3億6,535万6,000円を見込んでおります。

1款1項1目給水収益では、物価高騰対策水道基本料金減免期間延長などに伴い、対前年度比669万8,000円減の1億8,330万2,000円を見込み、2目その他営業収益では1節、各種手数料から3節雑収益、それぞれ前年度同額を見込むものでございます。

次に、2項営業外収益については、対前年度比2,921万円増の1億8,148万7,000円を見込み、1目1節他会計補助金では一般会計から施設費、起債償還に関わる元金及び利子分を繰入れて、合計で対前年度比2,922万6,000円増の4,225万2,000円を計上するもので、主な増額の要因としましては、水道基本料減額に伴う繰入れ並びに管理運営費用増加に伴う水道施設費繰入額が前年度比2,944万1,000円増の3,598万1,000円計上することによるものでございます。

その他、2目長期前受金戻入から5目受取利息及び配当金については、おおむね前年同額を予定しております。

以上、収益的収入総額では3億6,535万6,000円を見込むものでございます。

続きまして、資本的収支についてご説明申し上げます。最初に、支出についてご説明いたしますので、358ページをお開きください。本年度資本的支出合計額は、対前年度比3,068万1,000円減の1億1,825万4,000円を見込んでございます。

1款1項1目建設改良費では、対前年度比3,106万7,000円減の5,818万円となり、主な減額の要因といたしましては、16節、修繕料において施設使用機械の修繕機器更新の減により対前年度比1,878万円減の3,046万2,000円によるものと28節工事請負費で昨年度まで実施しておりました市街いこい地区配水管工事が完了したことなどにより工事費合計で対前年度比450万円の減額によるものでございます。

2項1目企業債元金償還金については、簡易水道事業起債償還及び公営企業適用債の各元金償還費用合計で5,997万4,000円を計上。

3項、有形固定資産購入費については、事業用地取得費として昨年同額の10万円を計上したところでございます。

以上、資本的支出の合計では1億1,825万4,000円を見込んでございます。

次に、資本的収入についてご説明いたします。1ページお戻りいただきまして、357ページをお開き願います。本年度資本的収入総額は、対前年度比2,239万2,000円の減の3,292万2,000円を見込んでございます。

1款1項1目他会計補助金では、簡易水道事業債償還元金分として対前年度比19万3,000円増の2,742万2,000円を一般会計から繰り入れるものでございます。

2項1目他会計出資金については一般会計より出資金としての繰入金、前年度比2,558万5,000円減の100万円となり、3項負担金等については町道道路工事に伴う水道管移設工事負担金を前年度対比300万円増の450万円を予定してございます。

以上、資本的収入合計で3,292万2,000円を見込むものでございます。

なお、342ページから351ページにかけましては、予算に伴う令和8年度予定キャッシュフロー計算書、給与費明細書、貸借対照表、それらの注記事項と令和7年度の予定損益計算書及び貸借対照表につきまして記載しておりますので、ご参照願います。

以上で説明を終わります。

○中村委員長

説明が終わりましたので、これから歳入歳出全般を通じて質疑を行います。ありませんか。

(なしの声あり)

○中村委員長

質疑がなければ、質疑を終わり、討論を行います。ありませんか。

(なしの声あり)

○中村委員長

討論なしと認め、これから採決します。

本案は、原案のとおり可決すべきものと決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○中村委員長

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

令和8年度土幌町下水道事業会計予算を議題とします。

説明を求めます。建設課長。

○上山課長

建設課長、上山より令和8年度土幌町下水道事業会計予算についてご説明申し上げます。

359ページをお開き願います。第2条では、業務の予定量を定めるもので、(1)、接続人口から(4)の主要な建設改良工事につきまして事業別の予定量を記載のとおり見込むものでございます。

第3条及び第4条につきましては、360ページの上段にかけ記載しておりますが、こちらにつきましては後段の説明と重複いたしますので、割愛をさせていただきます。

第5条では、本年度農業集落排水事業実施に伴う起債借入れの限度額、償還方法などについて定めております。

第6条では、一時借入金の限度額を記載のとおり定めるものでございます。

第7条においては、経費の流用ができる場合について記載のとおり定めているものでございます。

第8条では、議会の議決を経なければ流用することができない経費である職員給与費の金額を記載のとおり定めております。

第9条では、一般会計から下水道事業会計へ補助を受ける金額を記載のとおり定めております。

それでは、予算説明書により説明をさせていただきますので、376ページをお開き願います。収益的収支の支出からご説明をさせていただきます。本年度下水道事業費用の総額は、対前年度比1,811万3,000円減の2億3,460万4,000円を見込んでおります。

1項営業費用では、対前年度比1,694万7,000円減の2億3,095万8,000円となり、主な減額要因といたしましては、1目管渠費の13節委託料で調査設計委託料で計上しております社会資本整備事業による管路ストックマネジメント調査委託料で対前年度比500万円減の800万円計上によるもの、2目処理場費の13節委託料で特定環境保全下水道事業計画の変更業務の完了などに伴い、13節合計で対前年度比504万4,000円減の3,382万5,000円を計上、377ページに移りまして、3目浄化槽費の13節委託料で昨年度計上しておりました中士幌集落排水処理事業計画策定委託業務完了に伴い、委託料全体で対前年度697万円減の281万2,000円となることにより減額となっております。

中段以降、4目業務費につきましては16節、修繕料で20万円増の520万円を計上、377ページから378ページにかけまして、5目総係費では対前年度比66万4,000円増額の733万1,000円を計上し、主に職員人件費に伴う増額となっております。

6目減価償却費では、対前年度比66万7,000円減の1億4,817万4,000円を計上し、次に2項営業外費用については対前年度費116万6,000円減の354万6,000円となり、1目支払利息及び企業債取扱諸費及び2目消費税及び地方消費税にそれぞれ予定額を計上してございます。

3項及び4項については、前年度同額程度を予定しております。

以上、下水道事業収益的支出合計で2億3,460万4,000円を見込むものでございます。

続きまして、収益的収入についてご説明いたしますので、375ページをお開きください。1款下水道事業収益全体では、対前年度比133万1,000円減の2億3,460万4,000円を見込んでございます。

1款1項1目下水道使用料では、土幌市街の下水道使用料及び中土幌集落排水使用料、合わせて前年度比100万6,000円増の5,638万4,000円を見込み、2目1節雑収益及び5目1節雨水処理負担金については前年度同額を見込んでございます。

次に、2項営業外収益については、対前年度比233万7,000円減の1億7,287万8,000円を計上し、1目1節他会計補助金では一般会計からの繰入れ補助金として対前年度比796万4,000円増の8,759万円を計上し、2目長期前受金戻入については対前年度比35万3,000円減の8,123万5,000円を計上、4目雑収益では雑入金を前年同額を計上し、5目国庫補助金では社会資本整備事業総合交付金事業の減により対前年度比1,000万円の減の400万円を計上、6目受取利息及び配当金では預金利息5万2,000円を予定するものでございます。

以上、収益的収入の総額で2億3,460万4,000円を見込むものでございます。

続きまして、今度は資本的収支についてご説明いたします。379ページをお開き願います。最初に、資本的収支の支出についてご説明いたしますので、下段の支出の欄を御覧ください。本年度資本的支出合計額は、対前年度比1,923万6,000円増の7,423万7,000円を計上してございます。

1款1項1目建設改良費では、対前年度比1,909万7,000円増の2,717万5,000円となり、主な増額の要因といたしましては13節委託料において中土幌集落排水処理場更新に向けた実施設計委託を新たに計上したことにより2,200万円の皆増によるものでございます。28節工事請負費では、下水道施設工事費では土幌市街での公共ます新設に伴う工事費に267万5,000円、集落排水工事では町道改良工事に伴う管路工事及び公共ます新設の工事費として250万円、合計517万5,000円を計上し、2項1目企業債元金償還金では下水道事業債償還分として長期債償還元金及び公営企業適用債の償還費用について合計で4,706万2,000円を計上したところでございます。

以上、資本的支出の合計では7,423万7,000円を見込むものでございます。

次に、資本的収入についてご説明いたしますので、引き続き上段の収入の欄を御覧ください。今年度の資本的収入総額は、前年度比1,920万円増の2,370万円を見込んでおります。主な増額の要因としましては、中土幌集落排水処理場更新に向けた実施設計委託に伴い、その財源を1款1項1目1節の下水道事業債に1,100万円及び4項1目1節で農業事業補助金で1,100万円を計上したことにより増額となるものでございます。そのほか、3項1目

1 節他会計出資金については、一般会計からの出資金として対前年度比280万円減の20万円を予定し、5 項負担金等につきましては町道道路改良工事に伴う下水道施設移設工事費の負担金として150万円を予定するものでございます。

以上、資本的収入の合計で2,370万円を見込んでございます。

なお、364ページから374ページにかけましては、予算に伴う令和8年度予定キャッシュフロー計算書、給与費明細書、貸借対照表、それらの注記事項と令和7年度の予定損益計算書及び貸借対照表につきまして記載しておりますので、ご参照願います。

以上で説明を終わります。

○中村委員長

説明が終わりましたので、これから歳入歳出全般を通じて質疑を行います。ありませんか。

(なしの声あり)

○中村委員長

質疑がなければ、質疑を終わり、討論を行います。ありませんか。

(なしの声あり)

○中村委員長

討論なしと認め、これから採決します。

本案は、原案のとおり可決すべきものと決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○中村委員長

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

ここで管理職全員が着席するため暫時休憩します。

午後 2時30分 休憩

午後 2時31分 再開

○中村委員長

休憩を解き委員会を再開します。

本会議から付託された議案第6号から議案第13号までの各会計予算審査を終了しました。審査の結果は、付託を受けた8会計とも可決すべきものと決定をしました。

審査に当たっては、委員各位、町理事者並びに職員の協力に感謝を申し上げます。

予算審査特別委員会を閉会します。

お疲れさまでした。

(閉会 午後 2時32分)